附則第五条の見出し中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「附則第十七条」を「附則第十六条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　令和三年度から令和五年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第四項及び第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第六条（見出しを含む。）中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度までの各年度」に改め、同条中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「令和二年度から令和四年度まで」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の九の二第二項第一号中「（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第九項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第十項（」を「から第十二項まで（これらの規定を」に改める。

第七条の二第一項中「第二十三条第一項第十一号イ又はロ」を「第二十三条第一項第十一号ロ」に改め、同条第二項を削る。

第七条の二の二の見出しを「（ひとり親の範囲）」に改め、同条第一項中「妻」を「配偶者」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「夫」を「配偶者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十三条第一項第十二号イに規定する政令で定める子は、当該年度の初日の属する年の前年（第七条の三の三から第七条の十五の三までにおいて「前年」という。）の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）とする。

第七条の三　削除

第七条の十三の四を次のように改める。

（雑損控除額の控除の対象となる雑損失の金額の計算）

第七条の十三の四　法第三十四条第一項第一号の規定を適用する場合において、同号に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額）を基礎として計算するものとする。

一　所得税法第三十八条第二項に規定する資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ　昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産　所得税法第六十一条第三項の規定

ロ　所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつている建物　同条第二項の規定

ハ　所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物　所得税法施行令第百六十九条の二第七項の規定

二　所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権　当該損失の生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三　所得税法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

第七条の十五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の二各号中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に改める。

第七条の十五の三第一項中「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第三項中「同条第八項第三号」を「同条第七項第三号」に改め、同条第四項中「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に改める。

第七条の十五の四第二号中「第三十四条第八項第三号」を「第三十四条第七項第三号」に改める。

第七条の十五の五第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の八中「第三十四条第八項第一号」を「第三十四条第七項第一号」に改める。

第七条の十五の九第一項中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二項中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第三項中「第三十四条第八項第二号ニ」を「第三十四条第七項第二号ニ」に改め、同条第四項中「第三十四条第八項第三号ロ」を「第三十四条第七項第三号ロ」に改める。

第七条の十五の十中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改め、同条第二号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十五の十一中「第三十四条第八項第一号ニ」を「第三十四条第七項第一号ニ」に改める。

第七条の十五の十二中「第三十四条第八項第四号」を「第三十四条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第三十四条第八項第一号イ」を「第三十四条第七項第一号イ」に改め、同条第二号中「第三十四条第八項第一号ロ」を「第三十四条第七項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第三十四条第八項第一号ハ」を「第三十四条第七項第一号ハ」に改める。

第七条の十五の十三中「第三十四条第八項第四号ハ」を「第三十四条第七項第四号ハ」に改める。

第七条の十五の十四中「第三十四条第八項第六号ロ」を「第三十四条第七項第六号ロ」に改め、同条第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

第七条の十六中「第三十四条第十一項」を「第三十四条第十項」に改める。